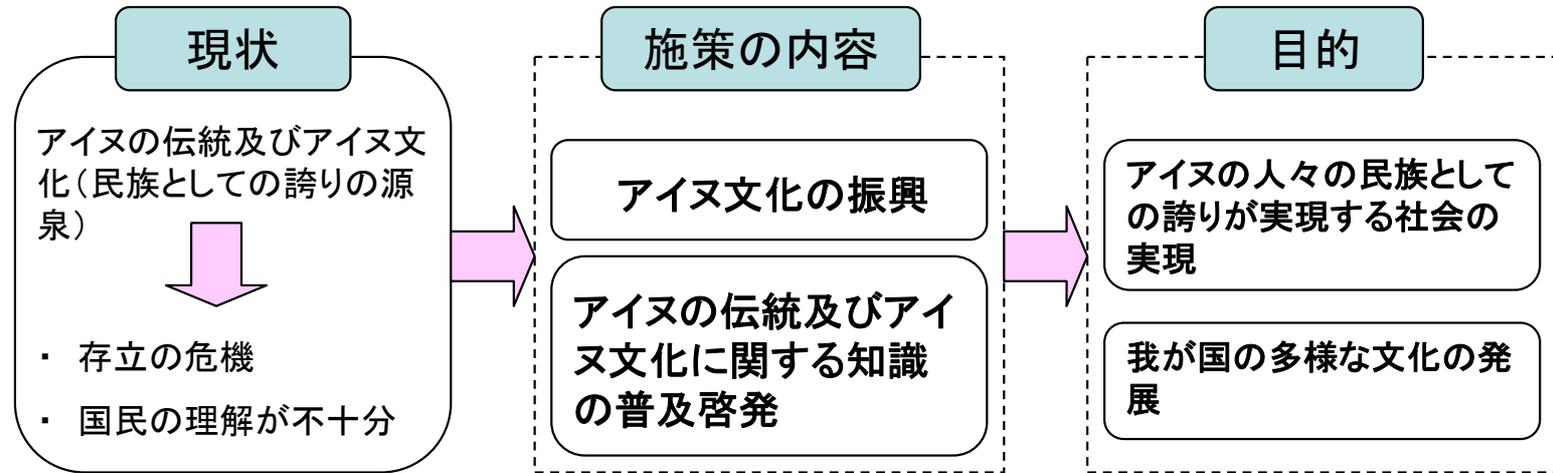


アイヌ文化振興法の概要

第1 立法の趣旨



第2 本法の概要

- アイヌ文化の定義**

アイヌ文化とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。
- 国及び地方公共団体の責務**

(1)国は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めなければならない。
(2)地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。
- 施策における配慮**

国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。
- 基本方針**

国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針を定めなければならない。
- 基本計画**

政令で定める都道府県(「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第6条第1項の都道府県を定める政令」により、北海道を指定)は、基本方針に即して、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を定めるものとする。
- 指定法人**

国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等に関する業務を行う民法法人を、全国を通じて一に限り、指定することができる。
- 附則**

北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の廃止等。